漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和2年神奈川県規則第91号)第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種	許可又	推進	操業区域	漁業時期	許可又は起	(規則第 14 条第1	許可又は	許可の有
類	は起業	機関			業の認可を	項により許可又は起	起業の認	効期間
	の認可	の馬			すべき漁業	業の認可時に付加す	可を申請	
	をすべ	力数			者の資格	る条件)	すべき期	
	き漁業						間	
	者の数							
	(人)							
かます	2	定め	逗子市大埼突端より正南西	6月1日から11	鎌倉市腰越	1.漁具の規模は次の	令和4年	令和4年
一枚網		なし	の線から藤沢市江の島湘南	月 30 日まで	に漁業根拠	とおりとする。	6 月 1 日	7月16
漁業			港灯台より正南の線に至る		地を有して	(1)目合 3 cm以上	から令和	日から令
			神奈川県海面。ただし、横須		いる者	(2)網丈 6m 以下	4 年 6 月	和8年5
			賀市秋谷長者ヶ埼突端と中			(3)網 1 反の長さ	30 目まで	月 21 日
			郡大磯町高麗山頂上との見			120m 以下		まで
			通し線の以北の区域を除く。			(4)1 統の網の使用反		
						数 15 反以下		
						2.網の張立時間は、		
						午前3時から午前10		
						時までとする。		

操業区域

逗子市大埼突端より正南西の線から藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線に 至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ケ埼突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線の以北の区域を除く。

